

# 二本松物流株式会社 安全管理規定

2008年3月10日制定

## (目的)

第1条 この規定は、貨物自動車運送事業法第16条の規定に基づき、当社の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、これをもって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 本規定は、当社の運送事業に係る業務活動に適用する。

## (輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等)

第3条 代表取締役は輸送の安全の確保に関する責任を深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を浸透させ、関係法令及び、安全管理規定の遵守をさせる。

## (輸送の安全に関する目標及び計画)

第4条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定し輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

## (輸送の安全を確保するための代表取締役の責務)

- 第5条
- 1 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な処置を講じる。
  - 2 輸送の安全の確保に関し、安全管理委員長の意見を尊重する。
  - 3 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

## (安全管理委員長の選任及び解任)

- 第6条
- 1 取締役の中から安全統括管理者を選任する。当社は、安全統括管理者を安全管理委員長と称する。
  - 2 安全管理委員長が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
    - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
    - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
    - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全管理委員長がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

## (安全管理委員長の責務)

- 第7条 安全管理委員長は、次に掲げる責務を有する。
- 1 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
  - 2 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
  - 3 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
  - 4 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること
  - 5 代表取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
  - 6 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
  - 7 車両整備が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
  - 8 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
  - 9 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## (社内組織)

第8条 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全管理委員長
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 各課長は、安全管理委員長の指示を受け、輸送の安全の確保に関し、各課を統括し、指導監督を行う。

## (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第9条 代表取締役と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

## (事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第10条 1 安全管理委員長は、社内において報告連絡体制の周知を図る。
- 2 報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
  - 3 自動車事故報告規則に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

## (輸送の安全に関する業務の改善)

- 第11条 1 安全管理委員長から事故、災害等に関する報告、改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

## (情報の公開)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

## (輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第13条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理委員長の指示等を記録し、これを適切に保存する。